

船舶事故調査報告書

平成26年4月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年10月1日（火） 09時30分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港東方沖の才亀磯南東方 徳島県小松島市所在の才亀磯灯標から真方位131° 370m付近 （概位 北緯34° 02.2′ 東経134° 38.0′）
事故調査の経過	平成25年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁獲物運搬船 芳丸、9.1トン TO2-3014（漁船登録番号）、個人所有 14.95m（Lr）×3.08m×1.10m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成7年3月3日 B 小型兼用船 竜丸、0.7トン TO3-20901（漁船登録番号）、個人所有 5.31m（Lr）×1.82m×0.63m、FRP ガソリン機関、36.8kW、平成10年3月 第280-43635号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月14日 免許証交付日 平成20年11月4日 （平成26年6月27日まで有効） B 船長B 男性 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年6月24日 免許証交付日 平成22年2月15日 （平成27年2月14日まで有効） 同乗者B ₁ 女性 71歳 同乗者B ₂ 女性 71歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人（同乗者B ₂ ）、軽傷 2人（船長B及び同乗者B ₁ ）
損傷	A 船首船底部に擦過傷

	<p>B 左舷後部及び右舷中央部のブルワークに破損及び亀裂、左舷船尾部の手摺りに曲損、上甲板に亀裂、擦過傷等</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、魚群探索中、船長Aが、平成25年10月1日09時15分ごろ、才亀磯東方沖の‘10隻程度の錨泊して釣りをを行っている小型船舶’（以下「釣り船群」という。）を認めており、その後、前方を見て才亀磯東方沖の釣り船群以外には航行に支障となる船舶がないことを確認し、約6～7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進した。</p> <p>船長Aは、釣り船群の南側に向けるように操舵ハンドルを少し左に切り、操舵ハンドル前方に設置された魚群探知機を見て魚影を探していたところ、約1分後、衝撃を感じ、A船がB船の左舷後部から右舷中央部にかけて乗り上げていることを認めた。</p> <p>船長Aは、機関を後進にかけてB船から離れたところ、A船の右舷側の海面に同乗者B₁及び同乗者B₂（以下、同乗者2人のことを総称する場合「同乗者2人」という。）並びに船長Bが浮いていることを認め、救助しようとしたところ、船長Bが右舷中央付近に泳ぎ着き、A船に乗り込もうとしている状況を見て船長Bを引き揚げた。</p> <p>船長Aは、船長Bと共に同乗者2人をA船に引き揚げようとしたものの、ブルワークが高くて引き揚げられずにいたところ、付近で釣りを行っていた小型船舶（以下「C船」という。）が来援し、C船の船長と協力して同乗者2人をC船に引き揚げた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、全員が救命胴衣を着用して07時30分ごろ才亀磯南東方沖に到着し、船首から錨を投入して船首が北北西方に向いた状態で釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、船尾の両舷側の間に渡した板の中央部に座り、また、同乗者B₁は、船首方の甲板中央部に置いたクーラーボックスに座って右舷側を向き、同乗者B₂は、船体中央部の甲板上に置かれたバッテリー等の収納箱に座って左舷方を向いてそれぞれ釣りを行っていたところ、同乗者B₂が、左舷船尾方からB船に向かって航行して来るA船を認め、船長Bにその旨を伝えた。</p> <p>船長Bは、その場に立ち、左舷方を向き、大声を出して両手を振り、B船の存在を示し、同乗者2人も同様に声を出して両手を振っていたところ、A船が北方（B船から見て右方）へ向きを変えたように見えたので、B船を避けるものと思い、発声及び手を止めたが、再びB船の方に向かって来たため、大声を出して両手を振ったものの、09時30分ごろ、才亀磯灯標から真方位131° 370m付近において、B船とA船とが衝突し、B船の乗船者3人が海へ投げ出された。</p> <p>船長Aは、C船に引き揚げられた同乗者B₂の顔面から出血していることを認め、C船の船長に同乗者2人を乗せて小松島市和田島漁港へ向かうように依頼し、携帯電話で所属する漁業協同組合に救急車の</p>

	<p>手配を要請した後、A船に船長Bを乗せて和田島漁港に帰った。</p> <p>同乗者2人は、C船で和田島漁港に運ばれ、到着した救急車で小松島市の病院に搬送されて同乗者B₁が腰椎及び胸椎捻挫、頭部打撲、低体温等と、同乗者B₂が外傷性くも膜下出血、上・下顎骨折、歯牙折損等とそれぞれ診断され、同乗者B₂が入院した。また、船長Bは、漁業協同組合の職員に送られて同乗者2人が搬送された病院に行き、頭部及び腰部打撲と診断された。</p> <p>B船は、徳島海上保安部の巡視艇によって海上保安部近くの岸壁までえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船(前部の状況)、写真3 B船(後部の状況)、写真4 B船の損傷状況(左舷後部)、写真5 B船の損傷状況(右舷中央部) 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、波向 南東、潮汐 低潮期、潮流 北西流 約2～3kn、水温 約26℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約6～7knの速力で航行しても、船首浮上による死角(視界が制限される状態)は生じなかった。</p> <p>船長Aは、本事故発生前に魚群を探索しながら南下していたとき、事故発生場所付近を航行したが、B船を認めなかった。</p> <p>船長Bは、才亀磯南東方沖に到着した際、潮流の向きが変わってB船が北方に流されても、釣り船に接触しないよう、少し距離を空けて釣り船群の最も南側で錨泊した。</p> <p>船長Bは、着用していた救命胴衣に笛が装備されていたことを知っていたが、A船がB船に接近して来るので、焦り、笛を取り出すことに考えが至らず、B船の存在をA船に知らせるために大声を出し、両手を振った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、才亀磯南方沖を東進中、船長Aが、才亀磯東方沖に認めた釣り船群以外には、航行に支障となる船舶はいないものと思込み、釣り船群の南端であると思った所の南側に向け、操舵ハンドルを左へ切った後、魚群を探索することに意識を集中して航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、才亀磯南東方沖において、船首を北北西方に向け、釣り船群の南端付近で錨泊して釣り中、船長Bが、左舷方に向けて釣りを行っていた同乗者B₂からA船が接近して来ることを知らされ、左舷方に向けてその場に立ち、同乗者2人と共に発声し、両手を振って避航を促したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、才亀磯南東方沖において、A船が東進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが、才亀磯東方沖に認めた釣り船群以外には、航行に支障となる船舶はいないものと思い込み、釣り船群の南端であると思った所の南側に向け、操舵ハンドルを左へ切った後、魚群を探索することに意識を集中して航行を続けたため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚群探索中も周囲の見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

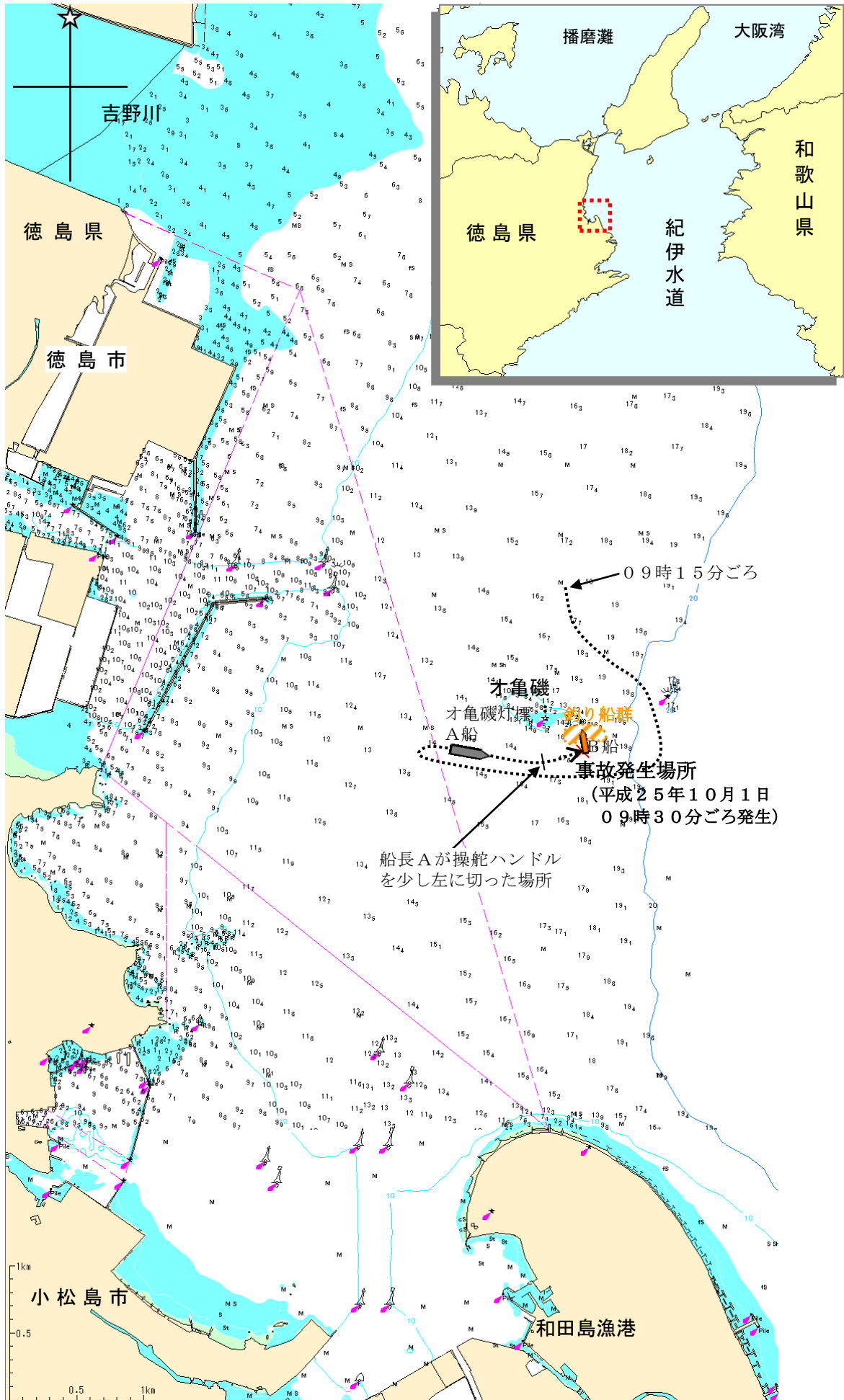


写真1 A船



写真2 B船（前部の状況）



写真3 B船（後部の状況）



写真4 B船の損傷状況（左舷後部）

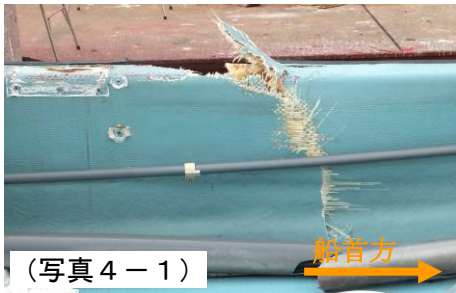


写真5 B船の損傷状況（右舷中央部）

